

現場代理人の兼務について

現場代理人の兼務に関する要件を緩和し、令和7年4月1日から次のとおり取り扱うものとする。

なお、令和7年4月1日以降に請負契約を締結する工事から適用する。

1 現場代理人について、次の要件を全て満たす場合、兼務を認めるものとする。

なお、営業所技術者等と現場代理人を兼務した者を、複数工事で現場代理人として兼務を認める要件は別に定めるものとする。

① 工事施工場所が徳島市内であること。

徳島市が発注する工事以外の工事も含むものとするが、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を提出する前に、必ず兼務する他工事の監督員の承認を得ること。

② 当初請負契約額が1件当たり4,500万円未満の工事であること。

③ 兼務できる工事は、原則3件とする。ただし、災害復旧工事のように特定の地区に多数発注する場合は別途定める。

④ 現場代理人の権限の行使に支障がなく、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。

⑤ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

(留意事項)

① 兼務する他工事の契約時期は問わないものとする。

② 発注者は、兼務する他工事の監督員等と協議し、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合は、受注者に対して現場代理人の変更を求めるものとし、受注者は速やかに現場代理人の変更手続きを行うものとする。

③ 上記要件を満たすことにより現場代理人を兼務する場合、兼務する他工事の主任技術者を兼務することが可能である。

④ 営業所技術者等と現場代理人を兼ねることについて、別に定める要件を満たす場合、兼務を認めるものとする。

⑤ 主任技術者及び監理技術者に関する取り扱いは、別に定めるものとする。